

議案第 7 号

渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部を改正する 条例

渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例（平成 2 7 年渋川市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

「第 2 章 空家等の適正管理（第 5 条—第 8 条）	
目次中 第 3 章 空地の適正管理（第 9 条・第 1 0 条）	を
第 4 章 補則（第 1 1 条・第 1 2 条）	」
地	の適正管理（第 5 条—第 7 条）
則（第 8 条・第 9 条）	」に改める。

第 1 条中「空家等及び空地の適正な管理を図ることより」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び空地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより」に改める。

第 2 条第 1 号中「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「各号の」を「アからウまでに掲げる」に改め、同号ア中「の発生の場合」を「が発生する場合」に改め、同号ウ中「はみ出している状態又は」を「はみ出している、又は」に、「なっているもの」を「なっている状態のもの」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 管理不全空家等 法第 1 3 条第 1 項に規定する管理不全空家等という。

第 3 条中「所有又は」を「所有し、又は」に改める。

第 4 条中「特定空家等」の次に「若しくは管理不全空家等」を加える。

第2章を削る。

第9条第1項中「第4条の規定により管理不全空地に該当するおそれがある空地の情報提供を受けたとき、又は管理不全空地であると推測されるときは、当該空地の」を「空地の所在及び当該空地の所有者等を把握するための調査その他空地に関しこの条例の施行のために必要な」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に、「実態調査」を「立入調査」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、第7条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

第9条に次の1項を加える。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章中第9条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(空地の所有者等に関する情報の利用等)

第6条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空地の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空地に工作物を設置している者その他の者に対して、空地の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

第10条第1項中「前条第1項」を「第5条第1項」に、「必要な」を「立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な」に、「指導する」を「指導をする」に改め、同条第2項中「必要な措置をとるよう」を「立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる

ことを」に改め、同条第4項中「規定により命令するときは、あらかじめ当該命令に係る所有者等に意見を述べる」を「措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する」に改め、同条第6項中「前項に規定する」を「前項の」に、「所有者」を「所有者等」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

第10条に次の1項を加える。

12 第3項の規定による命令については、渋川市行政手続条例（平成18年渋川市条例第5号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第10条を第7条とする。

第 3 章を第 2 章とする。

第 4 章中第 1 1 条を第 8 条とし、第 1 2 条を第 9 条とする。

第 4 章を第 3 章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前までに、この条例による改正前の渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）及びこの条例による改正後の渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例の相当規定によりされたものとみなす。

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 空地の適正管理（第5条—第7条）</p> <p>第3章 補則（第8条・第9条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）</u>に定めるもののほか、<u>空家等及び空地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 空家等 <u>法</u> 第2条第1項に規定する空家等をいう。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） <u>管理不全空家等</u> 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</p> <p>（4） （略）</p> <p>（5） <u>管理不全空地</u> 雑草等が著しく繁茂し、又は放置されている空地で、次のアからウまでに掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア 動物が繁殖し、又は衛生害虫が発生する場となっているもの イ （略） ウ 樹木の枝葉又は雑草が隣地にはみ出している、又は <u>道路にはみ出し、安全な通行を確保する妨げとなっている状態のもの</u></p> <p>（6） （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>空家等の適正管理（第5条—第8条）</u></p> <p>第3章 <u>空地の適正管理（第9条・第10条）</u></p> <p>第4章 補則（第11条・第12条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>空家等及び空地の適正な管理を図ることより</u> <u>、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 空家等 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）</u>第2条第1項に規定する空家等をいう。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） <u>管理不全空地</u> 雑草等が著しく繁茂し、又は放置されている空地で、次の各号の <u>いずれかに該当するものをいう。</u> ア 動物が繁殖し、又は衛生害虫の<u>発生</u>の場となっているもの イ （略） ウ 樹木の枝葉又は雑草が隣地にはみ出している状態又は<u>道路にはみ出し、安全な通行を確保する妨げとなっているもの</u></p> <p>（5） （略）</p>

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、所有し、又は管理する空家等が特定空家等にならないよう適正な管理を行わなければならない。

2 空地の所有者等は、所有し、又は管理する空地が管理不全空地にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第4条 市民は、特定空家等若しくは管理不全空家等と思われる空家等又は管理不全空地と思われる空地があると認めるときは、市にその情報を提供するものとする。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、所有又は 管理する空家等が特定空家等にならないよう適正な管理を行わなければならない。

2 空地の所有者等は、所有又は 管理する空地が管理不全空地にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第4条 市民は、特定空家等 と思われる空家等又は管理不全空地と思われる空地があると認めるときは、市にその情報を提供するものとする。

第2章 空家等の適正管理

(立入調査等)

第5条 市長は、前条の規定により特定空家等に該当するおそれがある空家等の情報提供を受けたとき、又は特定空家等であると推測されるときは、法第9条第1項の規定により、市の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し、法の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第9条第3項の規定により、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、法第9条第4項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第6条 市長は、法第10条第1項の規定により、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等

の所有者等に関するものについては、法の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、法の施行のために必要があるときは、法第10条第3項の規定により、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(特定空家等に対する措置)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、法第14条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第14条第6項の規定により、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、法第14条第7項の規定により、第3項の規定によって命じようとする措置並びに

意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

11 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、法第14条第11項の規定により、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（適用除外）

第8条 前条第3項の規定による命令については、渋川市行政手続条例（平成18年渋川市条例第5号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第2章 空地の適正管理

（実態調査）

第5条 市長は、空地の所在及び当該空地の所有者等を把握するための調査

第3章 空地の適正管理

（実態調査）

第9条 市長は、第4条の規定により管理不全空地に該当するおそれがある

その他空地に関しこの条例の施行のために必要な

実態調査を行うことができる。

- 2 市長は、第7条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空地の所有者等に関する情報の利用等)

- 第6条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空地の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空地に工作物を設置している者その他の者に対して、空地の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(管理不全空地に対する措置)

- 第7条 市長は、第5条第1項の実態調査により、管理不全空地と認めるときは、当該管理不全空地の所有者等に対し、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該管理不全空地の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 (略)
 - 4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措

空地の情報提供を受けたとき、又は管理不全空地であると推測されるときは、当該空地の実態調査を行うことができる。

- 2 前項の規定により実態調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(管理不全空地に対する措置)

- 第10条 市長は、前条第1項の実態調査により、管理不全空地と認めるときは、当該管理不全空地の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該管理不全空地の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとるよう勧告することができる。
 - 3 (略)
 - 4 市長は、前項の規定により命令するときは、あらかじめ当該命令に係る所有者等に意見を述べる

置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 (略)

11 前項の 標識は、第3項の規定による命令に係る管理不全空地に設置することができる。この場合においては、当該管理不全空地の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

12 第3項の規定による命令については、渋川市行政手続条例（平成18年渋川市条例第5号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第3章 補則

（警察その他の関係機関との連携）

第8条 (略)

（委任）

第9条 (略)

機会を与えなければならない。

5 (略)

6 前項に規定する標識は、第3項の規定による命令に係る管理不全空地に設置することができる。この場合においては、当該管理不全空地の所有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第4章 補則

（警察その他の関係機関との連携）

第11条 (略)

（委任）

第12条 (略)